

1-2 林業の健全な発展

(1) 安定的な原木供給と効率的な木材生産

① 森林経営計画策定等による施業集約化の推進

私有林は、小規模・分散的な所有が多いことに加え、遠隔地に居住する森林所有者も増加傾向にあることから、各所有者の森林施業を一定の区域内で取りまとめて集約化し、効率的に森林を整備することが必要です。

道では、施業集約化や高性能林業機械の効果的な活用などによる施業の低コスト化・効率化を進め、森林施業プランナー等が収益性の高い施業プランを森林所有者へ提案する「提案型集約化施業」を促進しています。

② 森林施業の作業効率の向上

(林業機械の導入の推進)

製材工場等の需要に対応した原木を低コストで安定的に供給していくためには、高性能林業機械等を効率的に活用するなど、原木生産の効率性を高めていくことが重要です。

このため、道では、令和4年度に合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策で12台、林業成長産業化地域創出モデル事業で1台の高性能林業機械等の導入に対して支援しました。

コラム 高性能林業機械を活用した作業システムの普及（林業木材課）

林業事業者の経営力の強化を図るためには、森林施業の効率化を推進し、生産性や収益性を高めることが重要です。

このため、道では、令和4年10月に、(一社)フォレスト・サーバイと共催で、高性能林業機械を活用した作業システムにより森林施業の効率化を図ることを目的とした研修会を開催しました。

研修会では、全道各地の林業事業者から集まった8名の参加者に対し、効率的な作業システムを導入・実践するためのノウハウの習得に向けた講義を行うとともに、機械化に不可欠な路網線形を設計する方法などについて現地を踏査しながら実習を行いました。

参加者からは、「ICT等の先端技術を学ぶことができた」、「他社の作業システムなどを実際に見ることができ参考になった」との声が聞かれるなど、実りある研修となりました。



森林作業システムの見学(現地研修)



意見交換(室内研修)

(現地の林況に適した作業システムの導入の促進)

道では、間伐や植林などの森林施業を進め、木材を安定的に供給するため、森林内の幹線となる林道や、支線となる林業専用道などを組み合わせた林内路網のネットワークづくりを進めています。

また、傾斜や土質など、現地の作業条件などを踏まえ、効率的に原木を生産するための作業システムに対応した路網の整備水準や、地形特性を生かした路網の配置例及び作設に係る留意点などを分かりやすく示した「北海道の路網・作業システム」を作成・配布し、市町村や林業事業体、森林土木事業者等への普及・定着に努めています。

（低コスト施業の促進）

道では、豊かな森づくり推進事業の実施にあたり、長期的な視点に立った森林整備を進める目的で各市町村が策定している「ふるさとの山づくり総合計画」において、植林の省力化や低コスト化を進めるため、植林本数の低減やコンテナ苗の活用、地拵え作業の機械化などの目標を設定するよう助言しています。

また、植林や下草刈り、間伐等の保育作業における省力化・低コスト化の推進に向け、国の「先進的造林技術推進事業」により実施した、新たな造林技術やリモートセンシング技術を活用した森林施業の実証的な取組の成果を普及するとともに、「低コスト施業の手引き」や「造林作業の省力化等を促進するガイドライン」等を活用し、市町村や森林組合、林業事業体、森林所有者等に対し、造林・保育の一体的な作業や列状間伐などによる低コスト化の普及・定着に努めています。

（ICT等先進技術の活用の促進）

カラマツ・トドマツ人工林の多くが利用期を迎え、今後、林業生産活動がますます活性化することが見込まれる中、道では、森林施業の効率化や原木の生産性、作業の安全性の向上等を図るため、令和3年3月に「北海道スマート林業推進方針」を策定し、ICT等の先進技術を活用したスマート林業を推進しています。

令和4年度は、リモートセンシング技術を活用して、衛星画像等から得られた針葉樹及び広葉樹の分布状況や、樹冠高、疎密度等の情報を解析し、効率的な資源把握手法の開発に取り組んだほか、路網整備事業におけるICT活用の検討や、林業事業体等に地上レーザ計測器や写真丸太検知システム等のICT機器の貸出しなどに取り組みました。

また、ICTハーベスタや自走式下草刈り機械等の現地実演会の開催をはじめ、植林した苗木の位置情報を把握し、GPS機器を装着したリモコン式下草刈り機械の作業効率の検証や、丸太写真検知ソフトによる画像認識精度の検証など、木材の生産・流通や造林分野において、作業効率の向上を図る取組を進めました。

コラム スマート林業 E Z O モデル構築協議会での取組（林業木材課）

I C T等を活用したスマート林業の実践を通じて林業の成長産業化を図るため、道では平成31年2月に、道内の市町村や森林組合、木材関連団体、大学などの産学官からなる「スマート林業E Z Oモデル構築協議会」を設立し、北海道の特性を活かしたスマート林業の実用化に向けた検討を進めてきました。本協議会では、令和2年度から国の事業「スマート林業実践対策」を活用し、I C Tハースタで生産した丸太の本数や径級などのデジタルデータを活用した丸太の計測作業の省力化など、モデル的な取組を進めてきました。

令和4年度は、事業最終年度であるため、令和5年1月に北海道大学学術交流会館において「北海道スマート林業E X P O 2023」を開催しました。その中で、協議会メンバーからI C Tハースタを活用した丸太の長さや太さなどの計測精度の検証結果や、素材生産データによる丸太原木の受入れについての製材工場等に対するアンケート調査の結果などの成果報告が行われました。



成果報告会

また、会場に設置したミニセミナー・展示ブースでは、15社・4団体が出展し、延べ77名の来場者を対象に、I C Tハースタによる素材生産や、U A Vによる資源把握など現場での活用方法が紹介されました。

報告会の内容は、会場参加者以外にも幅広く普及できるよう、オンラインで配信しました。

コラム U A V トップパイロットの育成に向けて（森林活用課）

森林におけるU A Vによる空撮は、森林情報の把握や災害等への対応など、様々な分野での活用が期待されています。このため、道では、飛行経験を積み、かつ航空法や飛行に関する知識などを習得した技術者を育成するため、地域関係者と連携して、令和4年度は飛行技術研修と画像解析研修を実施しました。

【飛行技術研修（年2回）】

①航空法や飛行方法における知識の習得、②10時間以上の飛行技術の習得、③飛行技術の評価、④国土交通省ホームページによる目視外飛行の承認申請

【画像解析研修（年1回）】

①高精度な撮影方法の習得、②画像処理ソフトによるオルソ画像作成、③画像解析による樹高推定、④ドローンを活用した造林事業補助申請書類の作成及び検査方法の習得



構内訓練(目視外飛行)

こうした研修により、目視外飛行承認に係る国土交通省への申請要件である10時間以上の飛行を経験したほか、航空法等の知識を習得することにより、受講生8名が国交省の承認を得るとともに、12名の受講生がオルソ画像の解析と造林事業での活用方法などの知識と技術を習得しました。

今後も、目視外飛行等のトップパイロットを育成し、U A Vの技術を市町村や林業事業体等に普及していきます。

(2) 林業事業体の育成

① 持続的・安定的経営の実現

(林業事業体の経営力の強化)

カラマツやトドマツなどの人工林資源が利用期を迎える中、道産木材の安定供給や着実な再造林を進めるためには、林業の生産性や収益性を高め、持続的・安定的な経営を実現できる林業事業体の育成が必要となっています。

このため、道では、「北海道林業事業体登録制度」を活用し、経営力向上のためのセミナー（倶知安町及び旭川市）や労働安全に関する研修会（14 振興局）を開催したほか、労働災害の発生状況や各種助成制度について情報提供を行うなど、林業事業体の経営力の強化に取り組んでいます。



林業経営力向上セミナー

(森林組合の経営基盤の強化)

森林組合は、地域の森林整備や道産木材の安定供給の担い手として重要な役割を果たしています。

道では、令和4年3月に「北海道森林組合育成指導方針」を改正し、厳しい環境下においても、健全な財務基盤と的確な経営判断に基づき、安定的かつ効率的な事業運営により、組合員や地域の負託に応え得る経営を持続的に実現できる森林組合を「持続的な森林経営を担う森林組合」と位置づけ、経営の健全化に向けた指導をはじめ、役職員の養成研修の実施や、組合間の合併、多様な連携の促進など、森林組合の育成・指導に取り組んでいます。

(融資制度等による施設整備)

経営基盤の強化や経営改善に取り組むため高性能林業機械の導入などの施設整備を行う林業事業体に対して、道では無利子の林業・木材産業改善資金、民間では日本政策金融公庫などによる低利・長期の融資制度を設けており、経営基盤の強化などに活用されています。このうち、林業・木材産業改善資金は、林業・木材産業改善資金助成法に基づき、道が特別会計を設け森林所有者・森林組合・素材生産業者・木材製造業者などに直接融資しており、令和4年度は林業機械の導入のため1事業体が利用しました。

② 労働安全対策の強化

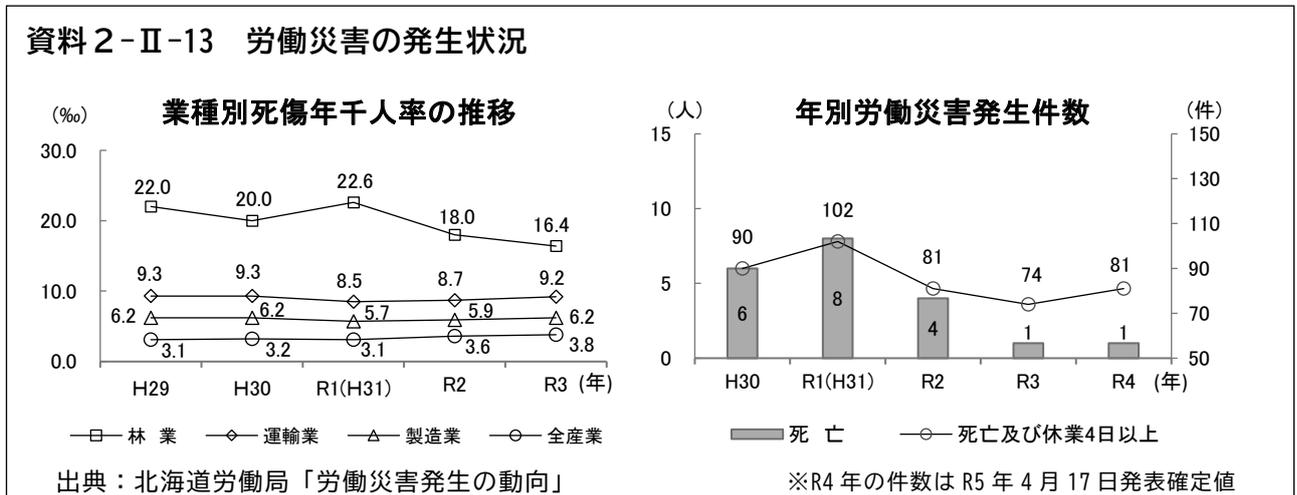
林業は、傾斜地等の足場の悪い場所での作業が多いことなどから、労働災害の発生率が他産業に比べ極めて高い水準にあります（資料2-II-13）。

このため、道では、林業事業体の労働安全衛生を確保する装備の導入に対し支援するとともに、林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部等と連携し、労働安全衛生パトロール等の実施や災害件数の多いかかり木処理の研修会の開催のほか、伐採や植林の作業現場の巡回指導を全道112か所で、林業におけるリスクアセスメントの定着促進のための指導を全道25か所で実施しました。

また、道内の林業労働災害の撲滅に向け、北海道労働局と北海道森林管理局、北海道の3機関が連携し、パトロールや会議、研修等の相互協力などを行ったほか、林業労働災害の発生がなかった登録林業事業体からの届け出に基づき、道がその事業体名等を公表する「林業労

働災害の防止に努め災害の発生がない林業事業体の公表制度」により、令和5年3月に167の事業体名等（対象期間：令和4年1月1日から12月31日まで）を道のホームページで公表しました。

さらに、労働災害の発生頻度が高い小規模な林業事業体の経営者や従事者を対象に安全教育を実施するなど、労働安全対策の強化に努めました。



(3) 人材の育成・確保

① 地域の森林づくりを担う人材の育成

森林を適切に整備し、森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、地域の森林づくりを担う人材の育成・確保を図る必要があります。このため、道では、若年者や新規参入者などの林業従事者の育成・定着を図るとともに、森林総合監理士や森林施業プランナーといった、専門的な知識や技術を有する人材の育成に重点的に取り組んでいます。

(林業従事者の育成)

道では、北海道森林整備担い手支援センターと連携し、新規就業者を対象とした林業の基礎的な知識やチェーンソー等の安全な操作技術から、高性能林業機械の操作などの効率的な施業に必要な技術・技能の習得まで、現場で働く方々が経験年数に応じてキャリアアップできるような段階的な研修の開催を支援しました（資料2-II-14）。また、地域の林業事業体等が実施する研修への支援や森林作業に役立つ資格取得への助成を行いました。



高性能林業機械操作等研修

さらに、国の「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等を活用し、段階的かつ体系的な研修により、間伐や路網整備等を効率的に行うことができる林業従事者の育成に取り組んでいます（資料2-II-15）。

資料2-II-14 林業担い手研修事業の研修概要

区分	コース名	研修内容	R4 年度実績
基礎Ⅰ	森林施業基礎	刈払機安全衛生教育及び伐木等の業務に係る特別教育等、森林作業の基礎的な知識や技能を習得させるための集合研修	受講者数 33 名
基礎Ⅱ	森林施業実践	林業現場に必要な実践的な知識や技術を習得させるための集合研修	受講者数 5 名 (5 事業体)
林業機械Ⅰ	林業機械操作	現場作業に必要な高性能林業機械の操作技術を習得させるための集合研修	受講者数 9 名 (7 事業体)
林業機械Ⅱ	高性能林業機械操作等技術	高性能林業機械を活用して行う、現地の作業条件に応じた伐出作業システムと路網開設の設計及び施工ができる知識や技術を習得させるための集合研修	受講者数 10 名 (8 事業体)
伐木技術Ⅰ	伐倒技術ワークショップ	チェーンソーによる伐倒・枝払いなどの伐倒技術や目立て技術等の習得を目的としたワークショップ	受講者数 9 名 (7 事業体)
伐木技術Ⅱ	高度伐倒技術実践	様々な現場条件に適応した安全な作業に向けた、チェーンソーによる伐倒・枝払い技術を習得させるための集合研修	受講者数 2 名 (1 事業体)
現場管理Ⅰ	現場管理基礎	森林整備を行うために必要な法令の知識や効率的な森林管理を行うために必要な技術を習得させるための集合研修	受講者数 5 名 (3 事業体)
現場管理Ⅱ	現場管理実践	林業現場の管理責任者に必要な実践的な知識や技術を習得させるための集合研修	受講者数 10 名 (9 事業体)

※技能講習として、各種資格取得に係る経費を事業主へ助成 受講者数 109 名 (31 事業体)

資料2-II-15 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修概要

区分	研修内容	R4 年度実績
林業作業士 (フォレストワーカー) 研修	森林調査、造林、育林、伐倒、造材、集材、土場管理、輸送管理など林業就業に必要な知識・技術・技能を段階的に習得させるための研修	研修生 76 名
現場管理責任者 (フォレストリーダー) 研修	担当する現場の効率的な運営を行うために必要な知識・技術・技能を習得させるための集合研修	研修生 27 名
統括現場管理責任者 (フォレストマネージャー) 研修	複数の現場を統括管理するために必要な知識・技術・技能を習得させるための集合研修	研修生 5 名

（森林総合監理士の育成）

国では、森林総合監理士を「森林・林業に関する専門知識及び技術に関する一定の資質を有し、森林計画制度に基づく市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定・実行管理など、市町村行政を技術的側面から指導・支援する人材」として位置づけ、国が実施する資格試験により認定しています。令和4年11月現在、北海道森林管理局職員や道の林業普及指導員など160名が森林総合監理士の資格を取得しています。

道では、林業普及指導員に対して、地域の森林づくりや林業・木材産業の振興の方向性をまとめ上げる力などを習得するため、国が実施している「森林総合監理士育成研修」等への受講促進や、より専門的で高度な技術及び知識を習得するための「技術力向上研修」を実施し、市町村の林務行政を技術的側面から指導・支援する人材の育成に努めています。

（森林施業プランナーの育成）

森林施業プランナー協会では、提案型集約化施業を適切に実施する森林施業プランナーを育成・確保するため、平成24年から、その能力や実績を評価し認定する「森林施業プランナー認定制度」の運用を開始しています。令和4年度末現在、道内では森林組合など林業事業体職員232名が認定を受けています。

道では、森林施業プランナーを育成するため、北海道森林組合連合会などの関係団体と連携し、提案型集約化施業に必要な技術及び知識を習得する研修等を実施しています。

令和4年度は、森林施業プランナーを目指す者を対象に「森林施業プランナー基礎研修」を実施するとともに、既プランナーのスキルアップを図るため「森林施業プランナー実践研修」を実施し、実践的・専門的な技術や知識の習得を図りました（資料2-II-16）。

資料2-II-16 森林施業プランナーを目指す者を対象とした研修等の概要

研修名	研修内容	参加者
森林施業プランナー基礎研修	森林施業プランナーの役割、森林経営計画制度、提案型集約化施業の進め方、模擬提案書作成など	17名
森林施業プランナー実践研修	資源予測ツールによる齢級構成平準化、原価計算と事業収支透明化、ドローン活用・撮影実習など	7名

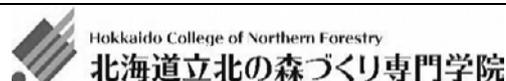
（北森カレッジにおける人材の育成）

北森カレッジでは、林業・木材産業の即戦力となり、将来、企業等の中核を担う地域に根差した人材を育成するため、実践力の養成を重視したカリキュラムを通じて、労働安全教育はもとより、現場で必要となる資格や高性能林業機械の操作技術の習得など、本道の森林づくりを担う人材の育成に取り組んでいます（資料2-II-17）。

また、本道と気候や地形などの類似点が多く、林業先進地であるフィンランドのリベリア林業専門学校と締結した覚書に基づき、令和4年度は、高性能林業機械シミュレータを活用した競技大会や、教員及び企業の指導者等がフィンランドを訪問する教育体験研修の実施など、両校の教員と生徒の交流を図りました。

令和5年3月には第2期生が卒業し、北森カレッジで身につけた知識や技術、仲間を財産として、全道各地の林業・木材産業の現場で活躍しています。

資料2-II-17 北森カレッジの概要及び教育目標



名 称	北海道立北の森づくり専門学院 (略称：北森カレッジ)	就学要件	道内の林業関係企業等への就業を希望する ・高校卒業程度の学力を有し、 ・入学時に40歳以下の者
場 所	旭川市		
運営形態	専修学校（専門学校）	修学期間	2年間
開 校	令和2年4月	学年定員	40人
教育目標	林業・木材産業の即戦力となり、将来的に企業等の中核を担う地域に根差した人材の育成		
	【卒業認定の方針】 (ディプロマ・ポリシー)	林業・木材産業の現場に必要な能力と数年間の現場経験を積むことで習得する企業等の中核を担うための能力の基礎を身に付け、所定の科目を履修した学生に卒業を認定	
	【教育課程の方針】 (カリキュラム・ポリシー)	広大な北海道の地域特性を踏まえ、全道各地の林業・木材産業について学ぶ講義や、多様なフィールドを活用した実習を組み合わせたカリキュラムを編成	
	【入学者受入の方針】 (アドミッション・ポリシー)	林業・木材産業の専門的な知識・技術の習得に必要な知識・能力と主体的に学ぶ態度を有し、本道の森林づくりへの意欲に溢れた多様な人材を道内外から広く受入	

②林業従事者の確保・定着の促進

（新規就業者確保の取組）

道では、林業の担い手を確保するため、林業事業者や教育機関、市町村などが参画する地域林業担い手確保推進協議会（以下「協議会」という。）を、全ての振興局管内に設置し、担い手確保に係る情報・課題の共有のほか、通年雇用化の促進、就業環境の改善などの取組に支援しています。

新規就業者の確保に向けては、インターンシップなど就業体験の実施や、事業者の雇用条件の改善に向けた啓発をはじめ、林業の魅力を紹介する動画の配信やリーフレットの配布、SNS等による林業の魅力発信を行いました。

また、通年雇用化などの就業環境の改善に向けて、協議会において取組事例の情報共有や意見交換を行ったほか、アシストスーツのモニター調査を通じた植林作業などでの軽労化の必要性や取組手法等の普及、さらには、林業事業者の経営者などを対象とした能力評価の導入に向けたワークショップの実施など、森林づくりを担う人材を確保し、定着を促進するための取組を進めました。



林業現場体験学習



造林機械の現地研修会

（森林整備担い手対策推進事業の取組）

道では、「北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に基づき、「北海道森林整備担い手対策推進事業」により、林業従事者の育成・確保に取り組んでいます。

令和4年度は、林業従事者の雇用の安定化を図るため、長期間就労する林業従事者に対して奨励金を支給する事業者への支援をはじめ、新規参入者の通年雇用に取り組む事業者への奨励金の支給、さらには、労働環境の改善に向けた設備等の導入への助成など、林業への新規参入と定着に向けた取組を実施しました（資料2-II-18）。

資料2-II-18 「森林整備担い手対策推進事業」の主な取組

事業の種類	内容	R4 年度実績
林業担い手研修事業	林業従事者の新規参入の促進や技術・技能の向上を図るための各種研修等の実施	受講者数 83 名
森林作業員就業条件整備事業	就労長期化を図る奨励金の給付	奨励金支給 1,612 名
新規参入定着支援事業	新規参入者の定着を図る奨励金の支給	14 事業者(19 名)
林業労働環境整備事業	労働環境を改善する施設・設備等の導入経費に対する助成	安全装備等 833 点
林業安全衛生活動促進事業	安全衛生に係る講習や作業現場の巡回指導などの実施	参加者 128 名

また、将来の林業を担う人材の育成・確保を図るため、(一社)北海道林業機械化協会と連携して、岩見沢農業高等学校・旭川農業高等学校・帯広農業高等学校の森林科学科の生徒を対象に「林業技術現場体験学習」を実施しており、令和4年度は、高性能林業機械による森林施業の現場体験のほか木材加工施設の見学を行い、3校合わせて110名の生徒が参加しました。

このほか、道内の農業高等学校や専門学校で林業を学ぶ生徒や林業で働いている方などが、林業現場で働く方々の姿を撮影し、その写真を就業説明会など各種イベントで展示する「森林の担い手」写真コンクールを実施しました。

こうした取組を通じて、高校生や専門学校生の林業への就業意欲の増大、さらには一般道民の林業の仕事に対する理解促進を図っています。

1-3 木材産業等の健全な発展

(1) 輸入材の価格高騰と輸入量の減少による林業・木材産業への影響

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、国内外で経済活動の縮小が続いていましたが、令和3年3月頃から、米国で戸建て住宅の着工が急増したほか、中国でも経済活動が急速に回復し、木材需要が大幅に増加するなど、世界的に木材が不足する状況になりました。

国内では輸入材の価格高騰や輸入量の減少により、いわゆる「ウッドショック」と呼ばれる状況が発生したほか、ロシアのウクライナ侵攻など不安定な国際情勢や急激な円安の進展により、国産材への転換を図る動きが広がったため、道産建築材の需要が急激に高まり、道内の製材工場では、原木の不足感が一時的に強まりました（資料2-II-19）。

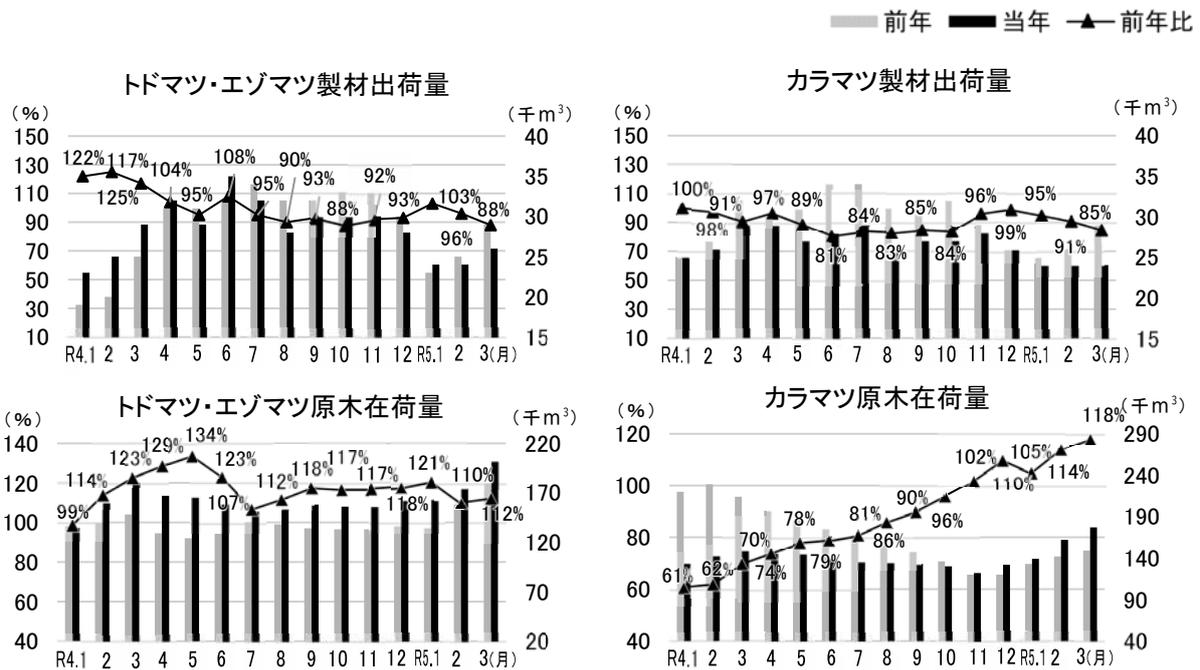
このため、令和2年4月から実施している、林業・木材産業関係団体や国（北海道森林管理局）、道で構成する「北海道林業・木材産業に関する連絡会議（旧 北海道林業・木材産業新型コロナウイルス対策に関する連絡会議）」（以下「連絡会議」という。）を令和4年度にはオンラインにより2回開催し、林業・木材産業の情勢の共有・分析や必要となる対策などの検討を行いました。

道では、連絡会議での検討等を踏まえながら、道産建築材の生産に必要な原木を安定的に供給するため、道有林において、立木販売時期を前倒ししたほか、素材生産業者に早期伐採・搬出の働きかけを実施するなど、国有林を管理する北海道森林管理局と連携しながら木材需要の急増に対応しました。

また、道産木材の供給拡大を図るため、種苗・原木生産に要する資材等の掛かり増し経費や、建築材の増産に要する経費に対して支援する「道産木材供給拡大緊急対策事業」を実施したほか、品質や性能の確かな製品の供給力の強化に向けて、長期の安定した需要を求める製材工場と道産建築材の確実な供給を求めるプレカット工場のマッチングに取り組みました。

道としては、引き続き関係機関と連携し、原木の安定供給に向けて取り組むとともに、プレカット工場等と製材工場との連携の強化を推進するほか、道産建築材の生産能力の向上が図られるよう、木材乾燥施設等の整備に支援を行うなど、道産木材を安定的に供給する体制の強化に取り組みます。

資料2-II-19 北海道の針葉樹製材の出荷量及び在荷量の推移



出典：北海道水産林務部「木材需給情報」及び「製材工場動態調査」 ※令和5年1月以降は速報値

(2) 道産木材の利用の促進

森林は二酸化炭素を吸収し、木材として炭素を固定しているため、建築物や家具等に木材を利用することは、炭素を長期間固定し、地球温暖化対策やSDGsなど環境への貢献のほか、森林資源の循環利用の推進につながります。また、木材は鉄など他の材料と比較して、調湿効果、衝撃緩和効果、断熱性などの面で優位性があるほか、ストレスの軽減効果も確認されています。さらに、木造建築は鉄筋コンクリート造など他の構造より建設・製造時の二酸化炭素の排出量が少ないという特性を有しており、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、こうした木の良さを普及し、木材利用を促進していくことが重要です。

① 道産木材の需要拡大

（「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用した道産木材・木製品のPR）

道では、平成30年に道内の木材関連企業や団体、試験研究機関、道を構成員とした「道産木材製品販路拡大協議会」を設置し、主に道外や海外に向けた道産木材製品の販路拡大の取組を進めてきました。協議会では、令和元年に道産木材をPRするために新たなブランド「HOKKAIDO WOOD」を立ち上げ、ロゴマークやキャッチフレーズ「木の質は、森の質。」を使用した関連グッズなどのPRツールを作成して、道内はもとより、道外・海外の展示会やイベントなどでオール北海道でのプロモーション活動を進めてきました。



ロゴマークとキャッチフレーズ

パンフレットとリーフレット

また、道では、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを展示会等のプロモーション活動だけではなく、木の良さや利用する意義の普及啓発にも活用しており、令和4年度は、木材利用推進月間である10月に、(株)コンサドーレや北海道森林組合連合会、農林中央金庫札幌支店と連携し、ロゴマークを印字した木製しおりと森林資源の循環利用の意義についてビジュアル的に分かるチラシを、札幌ドームでのサッカー試合会場で配布したほか、建設部と連携した「ほっかいどう住宅フェア」、札幌市主催の「環境広場さっぽろ」など様々な機会において道産木製品の展示やパネル等によるPRを実施しました。

「HOKKAIDO WOOD」のロゴマークは、協議会のホームページで一般公開し、趣旨に賛同する様々な分野の企業、団体、個人が無料で使うことができることとしており、令和5年3月現在、245の企業・団体等からの使用届出を受けています。こうした企業・団体等は、製品パッケージやパンフレット、ホームページやSNSなど様々な場面でロゴマークを活用し、道産木材製品のPRに取り組んでいます。

カリモク家具(株)では、札幌ショールームにおける企画展の開催にあたり、「HOKKAIDO WOOD」のロゴマークやキャッチフレーズの活用、道産木材を使用した限定家具の展示・販売を実施しました。また、(株)良品計画では「HOKKAIDO WOOD BUILDING」に登録した店舗において、道産木材を内装に取り入れるほか、北海道の特色のある樹種の説明や写真を使ったパネル掲示など、企業と連携し、道民の身近なところでの道産木材の魅力の発信にも取り組みました。



「HOKKAIDO WOOD」ロゴを活用した企画展

コラム 「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用した製品（林業木材課）

道産木材製品であることを表す「HOKKAIDO WOOD」ブランドの認知が進むにつれ、ロゴマークを活用した製品も少しずつ増えています。

三菱鉛筆北海道販売(株)は、令和4年10月にロゴマークを活用したボールペン「JET STREAM (ジェットストリーム)」を発売しました。グリップ部には、道内の工場でフローリングを製造する際に発生した道産「ナラ」の端材を有効活用しています。



三菱鉛筆北海道販売(株)の
JET STREAM

やなぎプロダクツ(株)は、北海道産のヤナギを使用した爪楊枝(つまようじ)を製造しており、令和4年度からパッケージにロゴマークを活用した商品の販売を開始しています。この爪楊枝はセブンイレブンやイトーヨーカドーで販売されているほか、大手通販サイトでも購入することができます。

また、(株)クワイアンは、道産のエゾマツやサクラなどを使用したモデルにロゴマークをあしらったウクレレを製作・販売しており、札幌市内店舗のほかインターネットでの販売も行っています。



(株)クワイアンのウクレレ
背面にロゴマークをレーザー刻印

このように、「HOKKAIDO WOOD」の取組に賛同する企業等の増加に伴い、ロゴマークを活用した商品も増えていくことで、より一層、「HOKKAIDO WOOD」ブランドの認知が進むという相乗効果が期待されます。

今後も、「HOKKAIDO WOOD」の趣旨に賛同していただける企業等を増やし、より様々な形の製品が生まれるよう、PRを継続していきます。

(道産木材の新たな市場開拓)

道では、新たな市場を開拓し販路を拡大するために「道産木材製品販路拡大協議会」において、国内外での展示会出展やSNS等での情報発信を通じて、「HOKKAIDO WOOD」を活用した道産木材製品のPR活動に取り組んでいます。

道外向けの取組としては、東京都内で令和4年8月にJAPAN ReWOOD「WOOD COLLECTION2022」、令和5年1月にMOCTION (モクション)に出展し、木材の一大消費地である首都圏の企業等をターゲットとした道産木材製品の展示・PRを行いました。道内からそれぞれ6社、11社の企業が、道産の構造材・内外装材など建築材や、家具・クラフトなど様々な種類の製品を出展し、多くの方にご来場いただいたことで、商談につながる事例も出ています。出展にあたっては、情報発信ツールとして利用しているSNS (Instagram及びFacebook)を活用し、イベント告知を行ったことで、より多くの来場者の集客につながりました。



MOCTION (モクション) での
HOKKAIDO WOOD 展

海外向けの取組としては、令和 4 年 12 月に台湾で開催された「台北国際建築建材及び産品展」に道内 8 企業とともに出席し、道産木材製品の P R や商談を行ったほか、同会場において、現地バイヤー向けに道産木材製品を紹介するセミナーを開催しました。また、現地の建材販売店や設計事務所、製材工場等を訪問し、台湾の木材市場の現況を把握するとともに、道産木材製品の流通可能性等について、現地の木材関係事業者と意見交換を行いました。

また、令和 5 年 2 月には、台湾の取引関係企業との連携のもと「台北国際家具展」に出展し、道産木材を使用した木製家具やインテリアの P R を行いました。

道では、今後も「HOKKAIDO WOOD」の認知度向上とブランド力の強化を図り、道産木材製品の販路拡大や新たな需要の創出につながる取組を進めていきます。



台北建材展の北海道ブース



現地バイヤー向けセミナー(台湾)

(建築物等における道産木材の利用の促進)

道では、平成 22 年に制定された「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共建築物などにおける地域材の利用を積極的に行うため、平成 23 年 3 月に「北海道地域材利用推進方針」を策定するとともに、市町村に対し同様の方針の策定について働きかけ、平成 28 年 3 月末には、道内すべての市町村で地域材利用推進方針が策定されるなど、道内の公共建築物での地域材の利用を促進してきました。

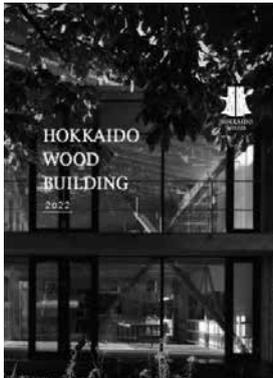
このような中、国ではカーボンニュートラルや S D G s の実現などに向け、令和 3 年に「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」を改正し、民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進することとしました（法律名「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」）。道は、法改正に伴い新たに策定された国の基本方針に即して、令和 4 年 3 月に「北海道地域材利用推進方針」を改正するとともに、市町村に対し同様の方針の改正を働きかけ、建築物をはじめ工作物、各種製品など多様な分野での地域材の利用を推進しています。

公共建築物では、林業・木材産業構造改革事業等を活用して、令和 5 年 3 月に竣工した枝幸町の認定こども園を含め、これまで 78 市町村で 164 施設の公共建築物の木造化・木質化を支援したほか、市町村などが道産木材を活用し、地域にふさわしい木造公共建築物を整備できるよう相談窓口の設置や研修の実施など、木造化・木質化の推進に向けた支援を行いました。また、令和 3 年度に実施した道庁本庁舎 1 階ロビー木質化について、木質化による印象等の変化を調査し、その効果を説明するパンフレットを作成するなど、木材利用の普及 P R を行いました。

民間建築物では、建築材での道産木材の利用促進を図るため「道産建築材利用支援事業」を実施したほか、道民に道産木材を使用した建築物を広く発信し、公共施設や民間施設の木造化・木質化の普及を図る「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度により、コンビニエンスス

トアを始めとした店舗や事務所、公共施設など令和5年3月末時点で36件の建築物を登録しました。これらの登録施設を紹介する冊子の作成などを通じた道民へのPRなど、建築物への木材利用に向けた取組を進めています。

また、住宅分野においても、木材関係団体や工務店等と連携の上、品質の確かな道産木材を使用した住宅として認定された「北の木の家」について、住宅見学会で普及啓発を行うなど、道産木材の利用拡大に取り組んでいます。



HOKKAIDO WOOD BUILDING 紹介冊子



「北の木の家」

コラム 北海道地球温暖化防止対策条例の改正における建築材の利用促進（林業木材課）

2008年に開催された北海道洞爺湖サミットを契機として、地球温暖化を克服し、環境と調和した持続的に発展することができる社会の実現を目指し、道は、2009年に北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）を制定しました。令和5年3月には、国内外でのカーボンニュートラルの実現に向けた動きの高まりなど、社会情勢の変化を踏まえ、本条例を改正しました。

○主な改正内容

- ・ゼロカーボン北海道の実現に向けた基本理念の新設
- ・「事業活動に関する地球温暖化対策」の拡充
- ・「第10章ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興等」の新設
- ・「第11章ゼロカーボン北海道に対する理解の促進等」の新設
- ・「第12章温室効果ガスの排出の量の削減等に向けたライフスタイル等の形成」の新設

条例の改正で、「第6章 建築物に関する地球温暖化対策」には「建築物への地域材の利用の促進」の項目が新設され、建築物の新築等を行おうとする者に対して、温室効果ガスの排出量の削減等その他の環境への負荷の低減に資するよう、建築物における地域材の活用に努める旨が規定されたほか、道が行うべき事項として、木造建築物の普及、建築物に係る木材利用に関する情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成などが盛り込まれました。

道では、条例改正の趣旨を踏まえ、引き続き、建築物における地域材利用を促進していきます。

② 道産木材の新たな需要の創出

(道産CLTの利用拡大)

道では、道産CLTの利用拡大に向けて、平成29年3月に策定した「道産CLT利用拡大に向けた推進方針」に基づき、産学官が連携し、需要の創出・拡大と供給体制の整備に向けた取組を進めています。

令和4年度は、学識経験者や設計業者、試験研究機関等からなる「木造建築の新技术に関する協議会」を3回開催し、令和3年度に作成した、集合住宅をモデルにCLT造とRC造等のコスト比較分析や課題などを明らかにした中層建築プランについて、更なるコスト低減等に向けた検討を行うなど、道産木材の新たな需要先として期待される中層建築物における木造化・木質化の促進につなげる取組を進めたほか、設計者や施工者に対しCLT等木造建築物の研修を実施し、道産CLTの利用拡大に向けた検討や検証、技術者の育成に取り組みました。



CLTパネル組立て状況
(北海道大野農業高校)

令和5年3月末現在、道内におけるCLTを利用した建築物は、累計46件(うち自治体等26件、企業等20件)となっており、役場庁舎や研修施設などの公共施設のほか、事務所などの民間施設にもCLT利用の動きは確実に広がっています。

コラム 道産CLTを活用した林道橋の補修(森林整備課)

道では、「道産CLTの利用拡大に向けた推進方針」に基づき、建築分野での道産CLTの利用拡大の取組を進めており、更なる利用拡大に向け、森林土木分野での活用の可能性を検討する必要があります。このため、道は、道有林空知管理区の幹線林道奥大谷沢線1号橋(赤平市)において、道産CLTを使用した床版で林道橋の補修を行いました。今後は、林産試験場等と連携して、CLT床版施工後の検証を行っていく予定です。

【工事概要】

工事延長 7.0m 幅員 4.0m

橋長 6.8m 幅員 4.3m

CLT材 1,110mm×4,300mm×210mm(30mm7層) 6枚

施工前

CLT床版施工中

施工後



③ 木育と連携した道産木材利用の促進

令和3年10月に施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」において、国民の間に広く木材の利用と促進についての関心と理解を深めるため、漢字の「十」と「八」を組み合わせると「木」という字になることにちなみ、10月8日が「木材利用促進の日」、10月が「木材利用促進月間」として定められました。

これを受け、道内の市町村において、木材利用に関する普及啓発イベントが開催されるなど、様々な取り組みが展開され、道においても、令和4年10月に小学生とその保護者を対象として、道産木材利用施設の親子見学会を開催しました。

見学会では、令和3年度に木質化した道庁本庁舎1階ロビーの見学や、内装に道産木材を豊富に使用した北海道議会庁舎の見学を行ったほか、実際に道産木材に触れ、身近に感じていただくため、木育体験として、道産木材のかんな屑(くず)を利用したワークショップを実施するなど、道産木材の利用促進に向けた普及PRに取り組みました。



道庁1階ロビー見学



北海道議会庁舎見学



木育体験

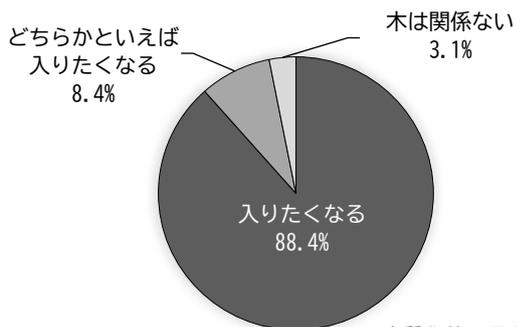
コラム 道庁本庁舎1階ロビー木質化の効果測定（林業木材課）

道では、来庁者に木の良さを感じていただき、木材の需要喚起を図ることを目的に、令和3年度に道庁1階ロビーを木質化し、来庁者などの意識や行動の変化を測定するため、アンケート調査を実施しました。

調査の結果、「温かみがある」、「道庁へ立ち寄ってみたくなった」など、木質化の効果を確認できる好意的な意見を多くいただきました。

道では、これらのアンケート結果に加え、室内の湿度を調整するなど木材利用の効果をわかりやすく説明するパンフレットを作成し、市町村や企業、設計事務所等へ配布するなど、建築物における道産木材の利用を促進しています。

Q. 施設や建物、お店に木がふんだんに使われていると入りたくなりますか？



※木質化前に調査実施

Q. 木質化前と後のロビーの印象は？

木質化前	木質化後
233	温かみがある 749
223	デザインが良い・おしゃれ 652
251	落ち着く 456
203	明るい 455
201	リラックスできる 420

④ 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

樹木が吸収した二酸化炭素は、炭素として固定されており、燃焼した場合に発生する二酸化炭素は、以前に吸収されたものであるという考えから、木質バイオマスは、大気中の二酸化炭素の増加に影響を与えないカーボンニュートラルな燃料であり、化石燃料の消費を抑制し、地球温暖化の防止にも貢献する再生可能な資源です。

立木を伐採した際に発生する枝葉や、林外に搬出されずに放置された細い間伐材などの木質バイオマスをエネルギーとして利用することは、木質バイオマスの収集・加工など雇用創出に貢献し、山村地域の振興にもつながる重要な取組です。

このため、道では、地域の木質バイオマスを熱や電気などのエネルギーとして利用する取組を進めています。

(地域における木質バイオマス利用設備の導入促進)

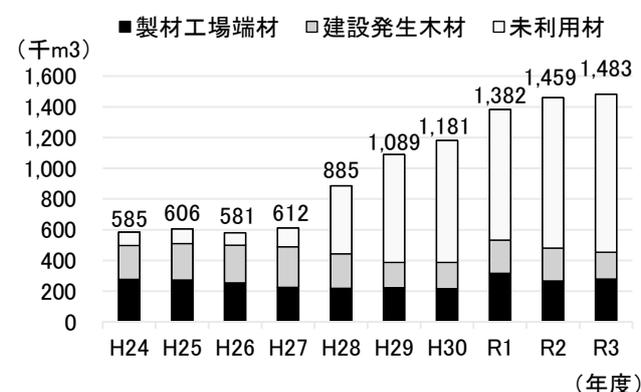
木質バイオマスは、従来、製紙工場や木材加工工場のボイラー燃料として利用されてきましたが、近年は、公民館や小学校などの公共施設のほか、温泉施設、クリーニング工場など、様々な施設の暖房や給湯のためのボイラー燃料としての熱利用、さらには発電用としての利用が進んでいます。

道内における令和3年度の木質バイオマスエネルギー利用量は、平成28年以降に整備が進んだ木質バイオマス発電施設での利用が増加しており、未利用材のほか、木製品の製造過程で発生する製材工場端材、木造家屋の解体材などの建設発生木材をあわせて、約148万 m^3 に達しています(資料2-II-20)。

木質バイオマスの燃料の種類は、発電施設や公共施設等の暖房や給湯のためのボイラーでは木材チップが使用されることが多く、取扱いの容易さが求められる住宅や店舗向けのストーブやガス化発電施設では、木材を粉にして円筒状に固めた木質ペレットが使用されています。

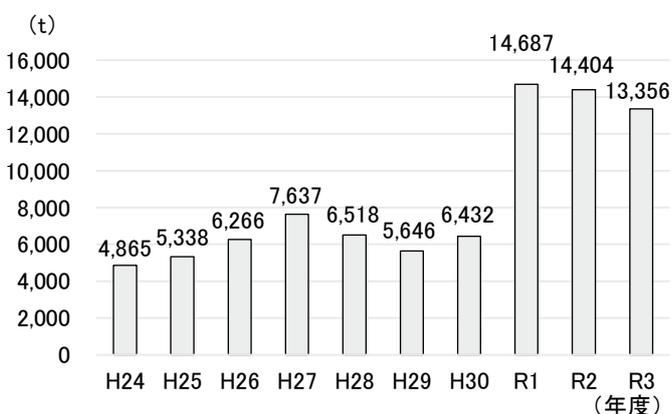
道内における木質ペレットの生産施設は17か所あり、令和元年度に下川町においてガス化発電施設が稼働したことから、令和3年度の生産量は、平成30年度の2倍となる1万3,356tと増加しています(資料2-II-21)。また、ペレットストーブの導入状況は令和3年度末までに累計3,752台となっています。

資料2-II-20
木質バイオマスエネルギー利用量の推移



出典：北海道水産林務部
「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」

資料2-II-21 木質ペレット生産量の推移



出典：北海道水産林務部「木質ペレット製造施設調査」

道では、北海道木質ペレット推進協議会等と連携して、ペレットストーブや薪ストーブの設置やメンテナンス、燃料の手配などに関する相談窓口をインターネット上に整備するとともに、イベントでの普及PRや、木質ペレットの生産者や薪の販売者の情報、店舗等でのストーブの導入事例をホームページで紹介するなど、木質ペレットや薪を燃料とした熱利用の拡大を図っています。



イベントでの普及PR

コラム 木質バイオマスの熱利用促進に向けた取組（林業木材課）

道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、令和4年度に渡島・檜山、日高、オホーツクの3地域で、木質バイオマスボイラー導入セミナーを開催しました。

セミナーでは、木質バイオマスボイラーを導入する際の基礎知識や導入までの計画の進め方、道内の導入事例等を紹介したほか、セミナー終了後には実際に稼働している木質バイオマスボイラーの施設見学を行いました。

また、木質バイオマスボイラーに馴染みがない方でも導入の検討や計画を進められるよう、木質バイオマスボイラーの基礎知識から導入までの流れをわかりやすくまとめた「木質バイオマスボイラー導入ガイド」を作成し、道内の市町村に配布するなど、公共施設等での木質バイオマスの熱利用の促進を図りました。



木質バイオマスボイラー導入セミナー



ボイラー施設の見学



木質バイオマスボイラー導入ガイド

（木質バイオマスの安定供給体制の構築）

平成24年に国の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まり、木質バイオマス燃料とする発電施設が道内各地で稼働を開始したことから、木質バイオマスのエネルギー利用が増加しており、令和3年度は発電用燃料として約98万m³の未利用材等が利用されています。

こうした発電用燃料の需要に対し、既存の木材利用に影響を及ぼさないように配慮しながら、林地未利用材等の木質バイオマスを安定的に供給していく必要があることから、道としては、伐採や植林などの森林整備を計画的に進めるとともに、路網の整備や高性能林業機械の導入に支援するほか、令和4年度は、十勝、上川・宗谷、空知の3地域で林地未利用材集荷・搬出技術セミナーを開催し、林地未利用材の効率的な集荷・搬出方法や道内外での集荷事例を紹介するなど、地域での木質バイオマスの安定供給体制の構築に向けて取り組んでいます。

(3) 木材産業の競争力の強化

① 品質・性能の確かな製品の供給体制の構築

道では、建築材などの付加価値の高い製品の安定供給を促進するため、品質・性能の確かな製品の生産施設や地域材の利用を拡大する加工施設等の整備に対して支援しています。

令和4年度は、利用期を迎えたカラマツやトドマツなどの人工林材を使用する製材工場などの施設整備に対し、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業で6施設、林業・木材産業構造改革事業で1施設に支援を行い、木材の割れや狂いを抑えるために必要な乾燥施設の導入を促進するなど、付加価値が高く、品質の優れた製品の生産・供給体制の整備に向けた取組を進めました。

② 道産トドマツ建築材の生産・流通体制の構築

道では、道産トドマツ建築材の供給力強化のため、製材工場とプレカット工場のマッチングの取組を推進しています。令和4年度は、全道の製材工場とプレカット工場に対してアンケート調査と聞き取り調査を行い、道産建築材の生産及び利用状況や、それぞれの立場における課題、今後の増産や利用拡大の意向の把握に取り組みました。

また、乾燥施設を保有していない工場、乾燥施設を保有している工場及びプレカット工場の3者がモデル的に協定を締結し実施した、各工場の連携による道産建築材の供給事例を検証するとともに、プレカット工場が求める仕様や品質、製材工場の建築材生産の効率化等について、関係者で意見交換を実施しました。

③ 産地等の明確な道産木材・木製品の安定供給

地球規模での環境保全や持続可能な森林経営を推進する上で、極めて重要な問題と位置付けられている違法伐採問題に対処するため、我が国では、平成18年に国が定めた「グリーン購入法基本方針」において、国等が発注する事業等においては合法性や持続可能性が証明された木材（以下「合法木材」という。）を調達することが明記されています。道においても、平成18年度より、道の発注事業や調達物品等については、国と同様に合法木材を調達することとしています。

また、平成29年5月には「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が施行され、木材関連事業者が取り扱う木材等については「合法性の確認」等の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を実施することとされました。この措置を適切かつ確実にを行う木材関連事業者は、国に登録された第三者機関の登録を受けることにより「登録木材関連事業者」の名称を使用できるようになっています。登録木材関連事業者は令和5年3月末時点で全国で609事業者、道内では41事業者が登録されており、道では、この制度が適正かつ円滑に運用されるよう、関係団体と連携しながら登録の促進に取り組んでいます。

なお、令和5年5月の改正によって、川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付けや、素材生産販売事業者による情報提供の義務付け、小売事業者の木材関連事業者への追加などが新たに同法に盛り込まれ、令和6年から順次施行されることとなっています。

④ 需要と供給のマッチングの推進

（原木需給情報の共有）

道では、平成26年度から原木需給のミスマッチの解消に向けて、製材工場の原木在庫量などの需要者側の情報を素材生産者など供給者側に提供する「原木及び木製品の流通見通し調査」を実施しているほか、平成29年度から北海道森林管理局の「素材生産動向調査」と道の「原木及び木材製品の流通に関する見通し調査」を一元化し、「道内の木材需給の見通し」として、四半期ごとのエリア別情報などを道のホームページで提供するなど、原木需給のミスマッチ解消に効果的な情報提供に取り組んでいます。

（森林資源に関する情報発信）

道内のカラマツ、トドマツなどの人工林が利用期を迎える中、地域の森林・林業・木材産業関係企業などから、樹種ごとの伐採や植栽の計画量、今後の森林資源の推移などの情報を求める要望が高まっています。

このため、道内13の森林計画区ごとに、今後10年間の伐採計画量や造林の計画量と森林資源の推移を推計し、その情報を道のホームページで公表しています。

<森林資源予測に関する情報>

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/82307.html>

（行き方）道庁ホーム>水産林務部>林務局森林計画課>森林資源予測に関する情報

（協定等に基づく間伐の実施）

道では、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業を活用して、平成28年度から令和元年度及び令和3年度における5年間で、延べ1万9,725haの間伐を実施し、供給者と需要者との協定締結による、原木の安定的な供給を推進しました。

⑤ 木材産業の経営の安定・強化

道では、木材の生産・加工・流通を行う事業者で、知事から合理化計画等の認定を受けた方を対象に、金融機関を通じて経営の合理化や事業規模の拡大に必要な運転資金を低利で貸し付ける「木材産業等高度化推進資金」を設けています。令和4年度は、道内の50事業体に原木調達用などの資金提供を行っています。

道では、施設整備や機械の導入に対する無利子の「林業・木材産業改善資金」とあわせ、これらの融資制度を効果的に活用促進し、木材産業等の経営の安定・強化を図っています。

（4）特用林産物の生産の振興

① きのこと、木炭など特用林産物の生産振興

北海道の豊かな森林資源を背景に生産されるきのこ類、山菜類、木炭などの特用林産物は、令和3年の道内の林業産出額の約24%を占めており、農山村地域等における雇用や収入の確保に大きな役割を果たしていますが、今後の生産振興には、需要拡大と安定供給を両輪として推し進める必要があります。

このため道では、平成29年度に策定した「北海道特用林産振興方針」に基づき、関係団体と連携しながら特用林産物の生産の振興を推進しています。令和4年度は新型コロナウイルス

ス感染症の影響により中止になっていた、生産者団体主催イベント「北海道きのこ品評会」と「北海道きのこフェスティバル」が3年ぶりに開催され、きのこのPRなど、需要拡大に向けた取組が行われました。

また、きのこや木炭の生産者が原木調達に苦慮していることから、令和4年度は原木生産事業者に対し、原木の供給可能な事業者や山林等の調査を行い、収集した情報を生産者へ提供しました。

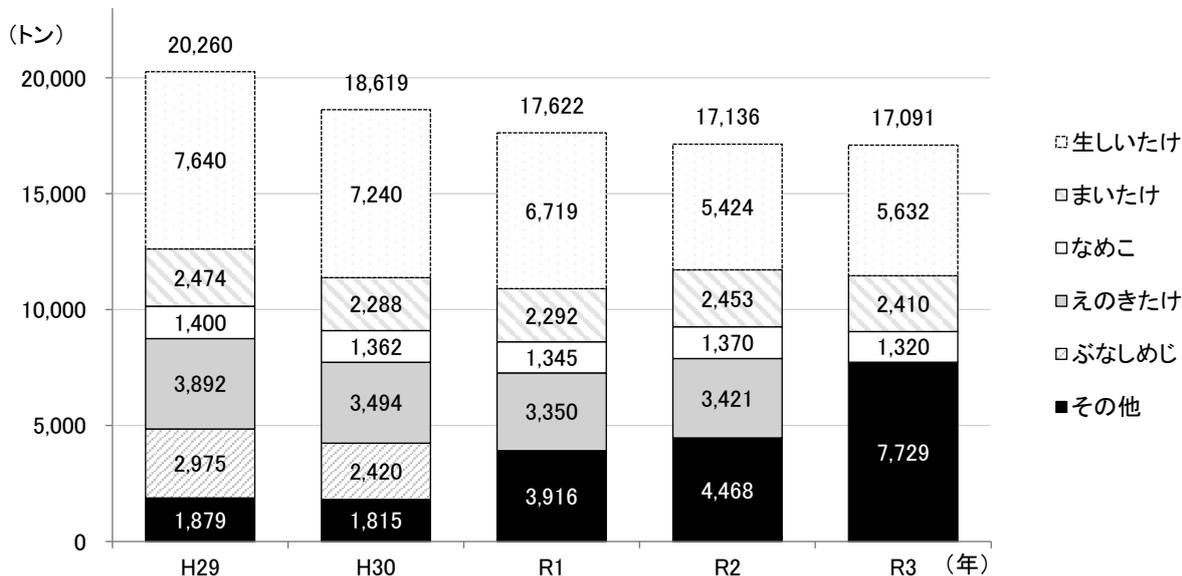
(きのこ類の生産)

令和3年の本道におけるきのこ類の総生産額は約100億円で、特用林産物生産額の約97%を占めていますが、きのこ類の生産量、生産者数はともに、4年連続で前年を下回る数字となりました。

総生産量は前年より45トン少ない1万7,091トンで、前年とほぼ横ばいでした。

品種別生産量は、生しいたけが5,632トンで最も多く、次いでえのきたけとなっており、3位のぶなしめじと合わせて、これら3品目で全道生産量の約71%を占めています（資料2-II-22）。また、都道府県別の総生産量では第4位となっており、全国の品種別順位は、たもぎたけが第1位、生しいたけが第2位、なめこ、まいたけが第5位、えのきたけが第6位と上位に位置しています。

資料2-II-22 きのこ類の生産量の推移



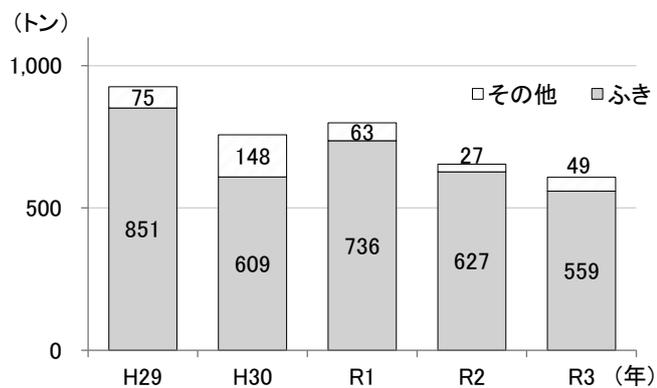
調査対象者数が2以下の場合、個人等の調査結果の秘密保護のため、当該結果を秘匿することとしており、R1以降のぶなしめじ及びR3以降のえのきたけをその他きのここと合算して表示しています。

出展：北海道水産林務部「北海道特用林産物生産統計調査」

（山菜類の生産）

近年、自然食品や健康食品ブームにより、山菜類への関心は高まりを見せていますが、原料を輸入品に大きく依存していることなどから、安全・安心を重視した取組の重要性が増しています。

道内で生産されている主な山菜類は、ふき、わさび、うど、ねまがりたけ、わらび、ギョウジャニンニク、こごみ等があります。令和3年の生産量では、このうち、ふきが最も多く559トンで、山菜類の総生産量の約92%を占めています（資料2-II-23）。

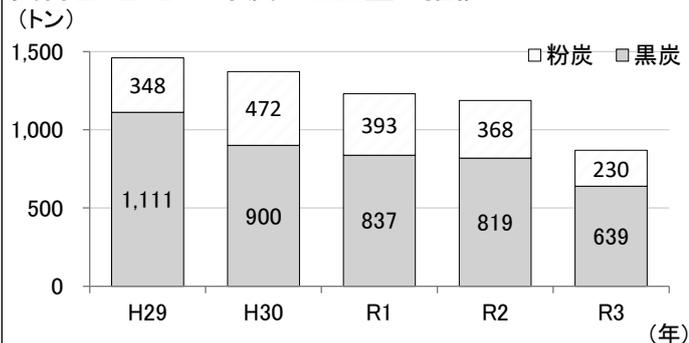
資料2-II-23 山菜類の生産量の推移

出典：北海道水産林務部「北海道特用林産物生産統計調査」

（木炭の生産）

木炭は、平成半ば頃からの安価な輸入木炭の増加の影響と、高齢化、後継者不足による生産者の減少のため、生産量が減少傾向にあります。

令和3年の生産量は、黒炭の639トンと粉炭の230トンで計869トンとなり、5年連続前年を下回っています（資料2-II-24）。

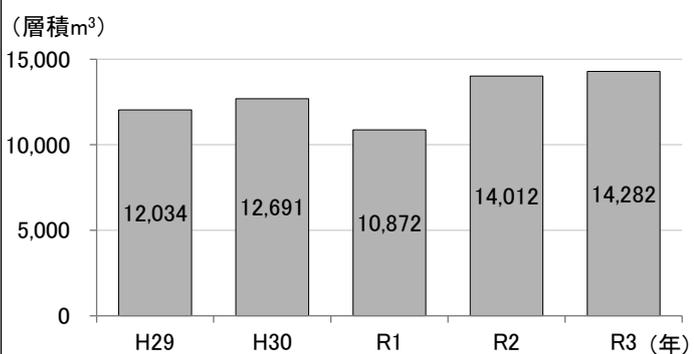
資料2-II-24 木炭の生産量の推移

出典：北海道水産林務部「北海道特用林産物生産統計調査」

（薪の生産）

近年、家庭用の薪ストーブやレストラン等の業務用ピザ窯、パン窯等で薪が利用されているほか、農業用ハウスや温泉施設に薪ボイラーが導入されるなど、薪を利用する施設が増加しており、令和3年の生産量は1万4,282m³と2年連続で前年を上回りました（資料2-II-25）。

道では、薪を生産する施設整備への支援による供給量の増加を図るとともに、ホームページ上で薪の生産量や販売情報の発信、イベントでの薪ストーブ展示など、薪の利用拡大に向けた取組を行っています。

資料2-II-25 薪の生産量の推移

出典：北海道水産林務部「北海道特用林産物生産統計調査」